

平成26年10月吉日

医療機関各位殿

液体酸素の添付文書改訂のお知らせ

大丸エナウイン株式会社

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、液化酸素の承認事項について昭和61年3月28日薬審2第120号 各都道府県衛生主管部(局)長宛あて厚生省薬務局審査第二課長通知に合わせるようにしたため一部改訂するに至りました。

なお、改訂内容は下記の通りです。

敬具

記

1. 改訂内容

【用法及び容量】

変更前 液体酸素を気化設備を用いて気化し、日本薬局方酸素として使用する。

変更後 気化設備を用いて気化し、日本薬局方酸素として使用する。

【効能及び効果】

変更前 液体酸素を気化設備を用いて気化し、日本薬局方酸素として使用する。

酸素欠乏による諸症状の改善。

変更後 気化設備を用いて気化し、日本薬局方酸素として使用する。

酸素欠乏による諸症状の改善。